

業務及び財産の状況に関する説明書類

第42期

令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和7年6月4日 作成

監査法人名 五十鈴監査法人

所在地 三重県津市丸之内34番5号

代表者 総括代表社員 下津和也

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

- 1 財務書類の監査又は証明の業務
- 2 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談

(2) 沿革

三重県中部・南部に事務所を持ち監査に従事していた公認会計士6名が中心となり、監査法人設立のための協議を重ね、昭和58年3月24日出資金600万円を払込み、同年4月22日大蔵大臣に設立認可申請書を提出、同年5月12日付をもって認可されました。成立日は昭和58年5月23日であります。

設立時に当監査法人の目的は、財務書類の監査又は証明の業務のみでしたが、平成20年11月17日に財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談を追加しました。

平成2年9月1日に主たる事務所所在地を三重県津市丸之内18番15号から三重県津市中央2番4号に移転、さらに平成20年11月17日に三重県津市丸之内34番5号に移転しました。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当期は、監査証明業務の契約を70社と、非監査証明業務の契約を16社と締結しました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

新たに開始した業務はありません。

(3) 監査証明業務の状況

※令和 7 年 3 月 31 日現在

(会計年度末日)

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	13 社	13 社
② 金商法監査	0	
③ 会社法監査	9	
④ 学校法人監査	6	
⑤ 労働組合監査	2	
⑥ その他の法定監査	13	
⑦ その他の任意監査	27	

(4) 非監査証明業務の状況

種 別	対象会社等数
大 会 社 等	3 社
その他の会社等	13

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は、「高品質の監査・価値観の共有・地域社会への貢献」を経営理念として掲げております。監査業務の品質向上を最優先としながら、自由闊達なコミュニケーションの出来る「風通しの良い組織風土」を醸成することで各専門要員が共通に保持すべき価値観を共有しております。三重県津市において設立され 40 年超が経過した当監査法人は、三重県のみならず東海地方におけるクライアント様とともに過ごしてまいりました。専門要員は愛知・岐阜・三重の東海 3 県出身者が中心となっており、地域経済の特性を理解した上でクライアント様とのコミュニケーションを図り、地域社会へ貢献してまいりたいと考えております。

② 経営管理に関する措置

当監査法人は、無限責任社員 8 名全員により構成する社員会における合議により監査法人の重要事項に係る意思決定を行っており、代表社員も複数名とすることにより相互牽制を図って

おります。社員会において各社員の担当業務を定め、当該担当業務の執行状況について社員会において報告・検討を行うとともに、必要に応じて承認決議を行うことにより、社員間の相互牽制及び監査法人のガバナンスの実効性の確保を図っております。

また、①に記載した経営の基本方針に基づき、社員会は全ての監査業務において監査業務の品質が優先されるという考え方を当監査法人の運営方針において適用することが重要であるということを認識し、次の事項に留意し経営管理を行っております。

- i 監査業務の品質が優先するということが当監査法人の方針であり、この方針を、専門要員の評価、報酬及び昇進（インセンティブ・システムを含む。）等の人事に関する方針及び手続に反映させること
- ii 当監査法人の営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように各管理者の責任を定めること
- iii 当監査法人が品質管理のシステムの整備、文書化、並びに支援を行うために十分な資源を用意すること

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人の品質管理規程において「社員会は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返し示す」とことと定めております。また、各監査チームにおいても監査責任者が監査チームメンバーへの適切なメッセージとして、当該事項を強調することと定めております。また、当監査法人の業務に関連する法令等の違法行為又は違反の恐れのある行為に関する内外からの情報提供を受け付ける「通報窓口」として「監査ホットライン」を設置し、法令遵守の確保に努めております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

i 職業倫理

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するための職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

ii 独立性

当監査法人は、当監査法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。なお、毎年一定の時期に「監査人の独立性チェックリスト」により当監査法人及び専門要員が職業倫理に関する規定

に含まれる独立性の規定を遵守していることを調査しております。

iii ローテーションの方針及び手続

当監査法人は、社会的影響度の高い事業体について、監査業務の主要な担当社員等（監査業務の業務執行責任者、監査業務に係る審査を行う者、その他監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行う者）に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

② 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を次のように定めております。なお、業務に係る契約の新規の締結及び更新が、当該方針及び手続に従って適切に行われ、かつその結論が適切であるかどうかについては、社員会において協議し適切な承認を得る体制としております。

i 以下の全てを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行う

- A 当監査法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること。
- B 当監査法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること。
- C 当監査法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。

ii 新規の関与先と契約の締結を行う場合、既存の関与先と既存の契約を更新するかどうかを判断する場合、及び既存の関与先と新規の契約の締結を検討する場合、それぞれの状況において必要と考えられる情報を入手する。

③ 業務を担当する社員その他の者の選任

当監査法人は、社員その他の者の選任に関し、各専門要員の適正及び能力や業務を実施するために十分な時間を確保することができるか等について事前に十分に検討した上で各監査チームメンバーの構成案を作成し、当該案について社員会において協議し適切な承認を得る体制としております。

④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア．社員の報酬の決定に関する事項

当監査法人は、社員人事評価規程及び社員報酬規定において、社員の人事評価や社員報酬の決定方針について定めております。社員の人事評価は、監査品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、社員が社員会の構成員として実効的に経営機能を発揮することを目的として実施しております。なお、社員人事評価規程において社員人事評

価項目を設けており、当該項目には品質管理への貢献度を含めています。各社員の報酬については、社員の人事評価等を考慮して社員会において決定しております。

イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当監査法人は、社員及び使用人その他の従業者（専門要員）の研修に関する方針及び手続を次のとおり定めております。

- A 専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供すること。
- B 専門要員の研修運営に関する責任者を教育研修担当社員とし、専門要員の研修の履修状況について管理すること。
- C 教育研修担当社員が、専門要員が習得・履修すべき事項について研修に関する計画を定め、当該計画について社員会の承認を得ること。

⑤ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を以下のとおり定めております。

- A 監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化すること。
- B 監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないこと。
- C 監査チームのメンバーは、監査上の判断の相違の生じるおそれのある事項を認識した場合には、速やかに、監査責任者に報告するとともに、適時に、監査責任者は審査担当者に事前相談を行うこと。
- D 監査責任者は、監査上の判断の相違が生じた事項やそれが十分に予測される事項に関して、監査チームのメンバーが監査責任者又は当監査法人内の他の適切な者に報告することができ、これによって不当な取扱いを受けることはないということを適時に監査チームのメンバーに伝達すること

ウ. 監査証明業務に係る審査

監査業務に係る審査については、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査又は任意監査（公認会計士法第2条第1項業務のうち、法令で求められている業務を除く監査）のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務で審査を実施しないこととし

たものを除き、全ての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための審査をコンカリング・レビュー・パートナー方式により実施しております。

なお、当監査法人は、審査担当者の適格性に関する要件を定め、当該要件を満たすと社員会で承認された社員から審査担当者を選任しております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人では、令和6年11月より電子監査調書システムの運用を開始し、社会的影響度の高い事業体に係る監査業務については全ての監査ファイルを電子化しております。監査報告書日後60日以内に監査ファイルの最終的な整理を完了することとしており、整理完了後の監査ファイルについては監査チーム外の権限を与えられた者により適切にアーカイブ処理を行います。紙面監査調書については、最終的な整理完了後の監査ファイルにアクセスすることができる者は品質管理責任者のみとし、専門要員がアクセスすることは原則として禁止しています。翌年度以降に閲覧が必要な紙面調書がある場合は各専門要員が品質管理担当責任者に申請を行い、コピー又はスキャンによってのみ閲覧が可能な体制としております。

なお、令和8年3月期には、審査を要しないとした監査業務（ウ. を参照）以外の全ての監査業務について電子化することを予定しております。

オ. その他

特記すべき事項はありません。

⑥ 業務に関する情報の収集及び伝達

i 情報と伝達に関する品質目標の設定

当監査法人では、定期的に総括代表社員より当監査法人に所属する全ての専門要員（非常勤職員も含む）に対し、品質管理に関するメッセージをメール等にて配信しております。また、監査品質委員会が中心となり、品質管理システムに関する情報（品質管理システムに影響を与える法令、各種基準や規程等）の取得に努めております。法人の内部規程等の改正を行った場合には、適時にメール等により周知を図ることとしている他、全ての専門要員（非常勤職員を含む）に対して「当監査法人の品質管理規程及びマネジメントの考え方に関するアンケート」を実施し、各専門要員からの情報を吸い上げる体制を構築しております。

ii 監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の設定及び当該方針又は手続の遵守

当監査法人における内部通報に関する窓口としては品質管理社員と定めております。また、当監査法人の業務に関連する法令等の違法行為又は違反の恐れのある行為に関する内外からの情報提供を受け付ける「通報窓口」として「監査ホットライン」を設置し、法令遵守の確保に努めております。

iii 監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容時期及び形式を含めた方針又は手続の設定

監査役等とは期中レビューや期末監査の終了時のみでなく随時コミュニケーションを行うこととしており、当該コミュニケーションに用いる様式については監査品質委員会において作成しております。

iv 必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定、並びに品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保

当監査法人では、公認会計士法施行規則第 95 条及び第 96 条に基づき「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成し、令和 6 年 7 月にドライラン版を当監査法人のホームページにおいて公表しております。今後も当監査法人の品質管理システムに関する透明性確保のため、当該書類を作成してまいります。なお、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の記載内容については監査品質委員会において検討し、作成物については社員会における協議及び承認を受けたのちに公表する体制としております。

⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、監査人の交代に際して前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定めております。

⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人の品質管理規程において、総括代表社員が監査業務の品質に関する最終的な責任を有し、品質に関する説明責任を含む責任を負うと定めております。

同規程において、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を品質管理担当責任者とし、品質管理規程に関するガイドラインにおいて、品質管理担当責任者の選任要件について定め、社員会の決議により品質管理担当責任者を選任しております。

モニタリング及び改善プロセスの運用に関して、同規程において責任を有する者は品質管理担当責任者としており、実際のモニタリング及び改善プロセスの運用については監査品質委員会を中心として活動を行っております。

⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人の品質管理規程において、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスの方針を策定し実施しております。また、当監査法人では、品質管理規程の策定においては「監査に関する品質管理基準」及び品質管理基準報告書等に準拠し作成しております。品質目標の設定や品質リスクの識別及び対応方針の設定等については、品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第4号「監査事務所における品質管理に関するツール（実務ガイダンス）」の様式を用いて対応しております。

⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、品質管理システムのモニタリングに関して、日常的モニタリング活動及び定期的なモニタリング活動に関する方針及び手続を定めております。

日常的モニタリング活動は、独立性の保持、契約の締結から業務の実施、監査意見形成等の品質管理システム全般の整備及び運用状況を検証対象としております。

定期的なモニタリング活動として実施する完了した監査業務の検証については、一人の監査責任者に対して少なくとも3年を超えないサイクルで一つの監査業務が検証対象となるように監査業務を選定し、実施しております。

品質管理システムのモニタリングの結果、検出された不備については、適時に品質管理担当責任者に報告され、当監査補人の品質管理に対する不備については監査品質委員会が、個別監査業務に係る不備については対象業務の監査責任者が原因分析を実施するとともに、不備の影響を評価し、品質管理担当責任者が是正措置を指示又は実施するとともに、社員会に報告することとしております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員は全て公認会計士であることから、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことはありません。

(4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月

令和4年8月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

総括代表社員の下津和也は、当監査法人の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関す

る措置が適性であることを確認いたしました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
8人	0人	8人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

該当事項はありません。

三. 事務所の概況

名 称	所 在 地	当該事務所に勤務する者の数			
		社 員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 五十鈴監査法人	三重県津市丸之内 34番5号	5人	0人	5人	15人
(従) 五十鈴監査法人 桑名事務所	三重県桑名市大中央町 17番地2	3	0	3	3

四．監査法人の組織の概要



五．財産の概況

1. 売上高の総額

	第 42 期 令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日	第 41 期 令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
売上高		
監査証明業務	489,448,667	447,351,667
非監査証明業務	20,100,000	12,150,000
合 計	509,548,667	459,501,667

2. 直近の二会計年度の計算書類
無限責任監査法人であるため、添付なし
3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書
無限責任監査法人であるため、添付なし

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

三重交通グループホールディングス株式会社
井村屋グループ株式会社
瀧上工業株式会社
I C D Aホールディングス株式会社
キクカワエンタープライズ株式会社
パレモ・ホールディングス株式会社
株式会社買取王国
株式会社ジェイグループホールディングス
中日本鋳工株式会社
ケイティケイ株式会社
カネソウ株式会社
株式会社中広
セレンディップ・ホールディングス株式会社

以 上